

## 薄明かりの〈平等〉

### —アーレントの政治的平等論の射程

三浦隆宏 (椋山女学園大学)

#### 1 新たな政治学を求めて—トクヴィルとアーレント

「過去はもはや未来を照らさず、精神は闇の中を進んでいる。」<sup>(1)</sup>——全二巻からなる『アメリカのデモクラシー』(以下、『デモクラシー』と略す)の最終章にあたる、第4部第8章「主題の概観」において、アレクシ・ド・トクヴィルが記していたこの一文を、ハンナ・アーレントは1954年1月に英語でノートに書き写している<sup>(2)</sup>。『アーレント政治思想の再解釈』の著者 M.カノヴァンによると、彼女にとってトクヴィルは、モンテスキューとともに、「最も賞賛した政治的著述家の一人」<sup>(3)</sup>であり、「トクヴィルについて一九五五年にカリフォルニア大学で講義したとき、彼女は明らかに彼のアプローチと自分のアプローチとの類似性に感動した」<sup>(4)</sup>とのことである。

じっさい、ほぼ同時期に書かれたエッセイ「夢と悪夢」のなかで、アーレントは「ヨーロッパはアメリカにどのようなイメージを抱いているだろうか」と冒頭で問いかけたあと、トクヴィルについていくどか言及している。たとえば、「彼はフランス革命の本当の教訓を学ぶためにアメリカを訪れ、平等という先例のない境遇のもとで人々と社会に起こったことを見いだした。彼は合衆国を、ヨーロッパ史に関係する最新の事柄が試される広大で素晴らしく装備の整った実験室と見なした。彼は、全世界ではないとしてもヨーロッパはアメリカ化されつつあると確信していた(EU:411) というふうに。

あるいは1963年刊行の『革命について』では、「平等」についての持論を述べる

にあたって、彼女はこう書く。「トクヴィルの洞察にしたがって私たちがしばしば自由に対する脅威だと考えている平等は、もともと、自由とほとんど同じものなのであった」(OR:30)。

ドイツ系ユダヤ人として生まれたがゆえに、第二次大戦中にナチスから迫害を受け、辛うじて1941年にアメリカへと亡命を果たしたアーレントにとって、フランスの名門貴族の家に生まれ、1831年の春からおよそ9か月のあいだアメリカを視察し、その成果を『デモクラシー』にまとめたトクヴィルは、自身がたどり着いた合衆国という《新世界》を100年以上も前に体験していたという点で、先達としてこの上ない人物であったことだろう。そればかりではない。全三部におよぶ大著『全体主義の起源』を1949年に書きあげ、1950年頃から「ヨーロッパの哲学的伝統と政治との関係の検証を本格的に始め」<sup>(5)</sup>ていた彼女にとって、トクヴィルは〈政治〉を一から問いなおすうえでも、比類のない先例であったはずである。じじつ彼女は、冒頭で私たちが引いたトクヴィルの一文の前に、「新しい世界には新たな政治学が必要である」<sup>(6)</sup>という『デモクラシー』序文の言葉をも、書き写していたのである。

さて、その『デモクラシー』の序文をトクヴィルは、「合衆国に滞在中、注意を惹かれた新奇な事物の中でも、諸条件の平等ほど私の目を驚かせたものはなかった」<sup>(7)</sup>という書きだして始めていた。つまり、「トクヴィルは「デモクラシー」の中心に「諸条件の平等」を見いだした」<sup>(8)</sup>のであり、そしてまた、トクヴィルとアーレントという二つのヨーロッパの知性にとって、アメリカという新大陸は、「平等という新しい理念と自由という新しい思想」(EU:410)が——もともと、彼女はすぐに「トクヴィルが語ったように、このどちらともヨーロッパから「輸出された」ものであり、そのどちらもヨーロッパ史のコンテクストを抜きにしては十分に理解できるものではなかった」とつづけている——、「政治的に実現された」(ibid.)場にほかならなかったのである。ゆえに、彼女の考える〈平等〉は、トクヴィルおよび合衆国によって、二重に方向づけられたものであると言える。それは、J.ロールズが1971年刊行の『正義論』において提起した、「平等主義的分配的正義の理論」<sup>(9)</sup>を

機縁とする、近年のたとえば「運の平等主義」などの平等主義理論からすると、時代錯誤とも映る平等論であろうが、とはいえ、そこから私たちが何か学べることはないのか。これが本稿の問題意識である。

## 2 評論「リトルロックについて考える」

平等という観念は、よく「自由」とともに論じられる。それは先に引いたアーレントの複数の所論からもすでに窺われよう。彼女はそこで、しばしば「自由に対する脅威」と目されている平等を、「もともと、自由とほとんど同じもの」と捉えていた。その意味で、「民主制社会における自由と平等の両立という難問を取り出し、その解決方法を探った」<sup>(10)</sup>のが『デモクラシー』でのトクヴィルであるとすれば、アーレントにとって両者の相克はとくに問題とはなっていない。

なお、彼女は1958年に「自由と政治」と題する論考<sup>(11)</sup>を発表しているが、それとほぼ同じ時期に「平等」についての考察を含んだ評論「リトルロックについて考える」(以下、「リトルロック」と略す)を書いている。彼女が『エルサレムのアイヒマン』を発表後、激しい批判に曝されたことは、マルガレーテ・フォン・トロッタ監督の映画「ハンナ・アーレント」の公開後、一般にもよく知られるようになったが、それを「予感させる」かのような「すさまじい悪評が集中した」(RJ: xxxiv) エッセイこそが、この時評にほかならない。そこで、まずはその表題である「リトルロック事件」——これは、「アメリカにおける黒人の地位向上をめざした公民権運動の重要な一步となった出来事だった」<sup>(12)</sup>とされる——とはどういうものだったのか、およびこれを扱った彼女の論考についても、必要最小限の事柄を確認しておくことにしよう<sup>(13)</sup>。

さて、「リトルロック」に対する二人の論者からの批判を受けて、アーレントは回答を記しているが、それはこう始まる——。「私の考察の出発点となったのは、新たに統合された高校から帰宅する途中の黒人の少女の写真を掲載した新聞記事

だった。少女は白人の若者たちの暴徒たちからいじめられ、父親の白人の友人が彼女を保護していた。少女の顔の表情から、彼女が幸せなど感じていないことは明らかだった」(Rj:193)。

舞台となるアーカンソー州リトルロック地区では、長年、白人と黒人の生徒らが通学する学校を分ける措置がとられてきたが、1954年の最高裁判決にもとづき、地区の教育委員会は、白人と黒人の学校を統合するという新たな政策を打ちだした。しかし、これに対し、人種差別的な白人の両親らが分離制度の維持を求め、また、これに応じた差別主義的な州知事が分離主義を認める法案を1957年に承認、さらには、すでに9名の黒人の受け入れを決めていたセントラル高校に州兵を動員して、黒人学生の登校を阻もうとした。いっぽう連邦政府は、最高裁判決に従って州知事に事態の鎮静化を求めたものの、州知事側がこれに反発したため、政府はアメリカ陸軍を派遣し、黒人の生徒を護衛することとなった。これがリトルロック事件の概要である。

この事件から一か月後の1957年10月に『コメンタリー』誌がアーレントに依頼し、書きあげられた論考が「リトルロック」である。とはいえ、彼女はそこで連邦政府の介入を批判し、さらには人種差別的な分離教育を容認するかのような文章を寄せたため、編集部内で掲載の可否をめぐって論争が起り、それを知った彼女は、原稿の撤回を申し出た。しかし、1959年に別の雑誌『ディセント』に、編集部からの(本誌はその内容に同意したわけではないという)但し書き付きで、一転掲載される運びとなった。このような紆余曲折を、この「教育哲学的エッセイ」<sup>(14)</sup>は経ている。では、この評論で彼女はどのような考えを述べていたのか。

### 3 平等の原理のジレンマ

アーレントは、トクヴィルが「予言した」こととして、「平等の原理に固有のジレンマと複雑さが、アメリカ人の生き方に対するもっとも危険な挑戦となる」

(RJ:200) 点を挙げ、つぎのように述べている。それは、「すべてを平等に扱うという、いかにもアメリカらしい平等性は、自然と起源において異なるものを平等にしてしまう巨大な力をそなえている」(ibid.) もの、とはいえ「万能ではない」。なぜなら、「自然の身体的な特徴まで平等にすることはできない」からである。それゆえ――

人々がすべての側面ですます平等になるほど、そして社会のすべての場所に平等が浸透するほど、差異はますます強く感じられるようになり、外見からして自然に他者と異なる人々は、ますます目立つようになる。(ibid.)

平等が実現すればするほど、逆に私たちは他人とのあいだに厳然として横たわる、身体的あるいは精神的な能力にかかわる差異、すなわちその不平等に敏感にならざるをえなくなるということ……。じっさいトクヴィルは、『デモクラシー』において、「だがどんな平等を築いても、人間がそれに満足することは決してないだろう」と、そしてまた、「仮に不幸にもこの絶対的で完全な平等に達したとしても、なお知力の不平等は残る」としたうえで、こう書いていた。「不平等が社会の共通の法であるとき、最大の不平等も人の目に入らない。すべてがほぼ平準化するとき、最小の不平等に人は傷つく。平等が大きくなればなるほど、常に、平等の欲求が一層飽くことなき欲求になるのはこのためである」<sup>(15)</sup>。

アーレントが、「合衆国における有色人種の差別問題は緩和されるどころか、深刻なものとなるかもしれない」(RJ:200) と予測したうえで、最高裁の判決後、南部の状況は全般的に悪化しているのだから、「連邦政府の介入は、土地の法と合衆国の原則が危険にさらされる数少ない場合だけに限定する必要がある」(RJ:201) と判断した背景には、以上のような平等のジレンマに対する認識があったのだろう。「リトルロック」を、「アーレントの判断の重要な実例」(RJ:xxxiv) と見なし、自身が編んだ『責任と判断』の第二部冒頭に収めた J.コーンは、注釈としてこう述べ

ている。「アーレントはリベラル派でも保守派でもなかったが、この文章では黒人の子供の教育という特殊な問題を、「平等」という一般的で政治的な規則のもとに包摂するリベラル派の傾向に疑問を呈したのだった」(ibid.)。

トクヴィルとアーレントが指摘する、この《平等の原理のジレンマ》は、たとえばこの国における「男女平等」という理念においても、徐々に顕在化しつつあると言えないか。男女雇用機会均等法の施行から 30 年がたち、女性の社会進出が進むなかで、「家事負担の平等化はなぜ進まないか」という問いが出されたりもする<sup>(16)</sup>。「夫婦が時間の面で同等に働いている共働きカップル」の場合、「日本は妻のほうが夫よりも一〇時間程度多く家事をしている」とは、『仕事と家族』での筒井淳也による指摘である。他方で、「男性の生きづらさ」を指摘する声も近年相次いでいる<sup>(17)</sup>。あるいは、この国のフェミニズム・女性学を主導してきた上野千鶴子の以下の述懐を挙げることもできるだろうか。上野はいまから 10 年以上も前に、「フェミニズムが求めるジェンダー平等とは、人権という資源の分配平等を求める思想なのかどうか」、「男に似る」ことが男女平等のゴールなのかどうか」と自問しつつ<sup>(18)</sup>、「ジェンダー平等とは、男性なみの市民的諸権利をたんにそのまま女にも、というジェンダー間の分配公正を要求する思想ではない」<sup>(19)</sup>と断言していたのであった。

#### 4 政治的平等と社会的差別

アーレントが「リトルロック」において、連邦政府による介入を批判し、従来の分離政策を容認する姿勢をとったのには、以上のような消息があったわけだが、そのうえで彼女はこう説いている。「白人と黒人の分離は法律で施行されている差別である。分離を解消するためには、差別を施行している法律を廃止する以外に方法はない」(RJ:204)。もっとも、「差別を施行する法律が廃止されても、差別そのものをなくすことはできないし、社会に平等を強制することはできない」だろう。しかし、と彼女はつづけていう。「政治体のうちで平等を強要することはできるし、

実際に強要しなければならないのだ。平等とは政治体で初めて生まれるものだからという理由だけではない。平等が有効なのは、政治的な領域だけに限定されるのは明らかだからだ。政治の世界でのみ、私たちは誰もが平等なのである」(ibid.)。

すでに述べたように、身体的・精神的能力といった私的なあるいは自然な面での不平等には、いかんともしがたいものがある。とはいえ、いやだからこそ、「政治的な領域」においては平等化が図られねばならないのではないか？ 1958年公刊の『人間の条件』の言葉を用いるならば、「公的領域につきものの平等とは、必ず、等しくない者の平等のことであり、等しくないからこそ、これらの人々は、ある点で、また特定の目的のために、「平等化される equalized」必要があるのだ」(HC:215)。

なお、第2節の冒頭で、平等と自由との関係について少しふれておいたが、平等はもちろん、「差別」の対概念としても語られうる。先に引用したアーレントの文章のなかでもすでにこの語は用いられていたけれど、彼女が「差別」について語っている一節をあらためて引いておくと、

政治体において平等はそのもっとも重要な原則であるが、社会におけるもっとも重要な原則は差別である。社会とは、政治的な領域と私的な領域にはさまれた奇妙で、どこか雑種のようなところのある領域である。(RJ:205)

いささか唐突に「社会」という領域について言及しているようにも思われるが、「リトルロック」の書かれた時期が、先にも引いた『人間の条件』とほぼ重なることを踏まえれば納得がゆく。よく知られているように、この哲学的名著においてアーレントは、第6節「社会的なるものの勃興」および第9節「社会的なるものと私的なもの」を中心に、やや紙数を割いて〈社会〉について論じていたのであった。たとえば、前者ではトクヴィルの名も挙げながら、「社会というものは、いつでも、その成員がたった一つの意見と一つの利害しかもたないような、単一の巨大家族の成員であるかのように振る舞うよう要求する」(HC:39)のであり、よって、「これ

らの社会集団の成員の平等は、もはや同格者 peers のあいだでの平等ではなく、家長の専制的な権力下における家族の平等に似ている」(HC:40) という考えが述べられている。

もっとも、アーレントが社会的もしくは経済的な問題を〈政治的な領域〉から排除してしまったこと、および古代アテナイの政治において経済的利害の対立が果たした役割を彼女が完全に無視していることに対しては、S.ウォーリンによる批判が有名であるが<sup>(20)</sup>、官公庁や企業、大学等においていまだに絶えることのない「セクハラ」や「パワハラ」、あるいは「アカハラ」の例を鑑みれば、彼女が以下のように述べることも当然と言えるのではないか。

いずれにせよ政治体にとって平等が不可欠なものであるのと同じように、社会にとっては差別と差異は不可欠なものなのだ。問題は、どうすれば差別をなくすことができるかではなく、どうすれば差別をそれが正当に機能する社会的な領域のうちにとどめておくことができるか、そして差別が破壊的な力を発揮する政治的な領域や個人的な領域に入り込まないようにできるか、ということにある。

(RJ:206)

## 5 「人間の努力の産物」としての平等

ここまで私たちはアーレントの「政治的平等」にかんする考えを、彼女がトクヴィルからうけた影響に目を向けつつ理解しようとしてきた。1950年代の初めに「新しい政治学を構想しはじめた」<sup>(21)</sup>彼女にとって、一世紀以上前の1835年に「新たな政治学」の必要性を説いていたトクヴィルは、一種のお手本のような存在であったことだろう。

とはいえ、もちろん彼女の平等論にはトクヴィルとは異なる視点もあり、それはたとえば『革命について』のなかのつぎのような一節に認めることができる。――

「イソノミアは平等を保証したが、それはすべての人が平等に生まれ平等につくられているからではなく、反対に、人は自然において平等ではなかったからである。そこで人為的な制度たる法すなわち法律によって人々を平等にする都市国家を必要としたのであった。平等は、人々が互いに私人としてではなく市民として会うこの特殊に政治的な領域にのみ存在した。この平等の古代的観念と、今日の平等の観念、つまり人は生まれながらにして平等であり、社会的、政治的な人工の制度によって不平等にされているのであるという観念がどれほど異なっているか、いくら強調してもけっして強調しすぎることはない」(OR:30f.)。

トクヴィルが、「民主革命と産業革命という二つの革命の時代、すなわち旧体制の伝統的価値が崩れ去り、「平等」という近代的価値が支配する社会への移行期を生きた思想家」<sup>(22)</sup>であり、それゆえに「平等に近づいたからこそ見えてきた不平等の存在」<sup>(23)</sup>という《平等のジレンマ》に目を向けたのだとするならば、アーレントは、合衆国が「ヨーロッパ諸国による植民と帝国主義の産物」(RJ:198)である有色人種の差別問題に、従来の「分離はすれども平等」という原則とは異なる仕方で対処しようとしたのを、亡命ユダヤ人として注視しながら、「自然の身体的な特徴まで平等にすることはできない」(RJ:200)という《平等の限界》に目を凝らしていたのだと言えよう。すなわち、彼女には「近代の平等は、社会に固有のものとしての画一主義にもとづいており、〔中略〕すべての点で、古代、とりわけギリシアの都市国家の平等と異なっている」<sup>(24)</sup> (HC:41) とする独特の視野がある。

ギリシアの都市国家の平等、すなわちイソノミアは都市国家の属性であって、人間の属性ではなかった。人間はその平等を市民になることによって受けとるのであって、その誕生によって受けとるのではなかった。平等も自由も人間の本性に固有の質とは理解されず、そのいずれも、自然によって与えられ自然に成長するものではなかった。それは法律であった。すなわち約束ごとであり、人工的なものであり、人間の努力の産物であり、人工的世界の属性なのであった。(OR:31)

平等を「人間の努力の産物」として捉えること。それは宇野重規が、「『デモクラシー』の社会は独自のダイナミズムを持つ社会になるであろう」としたうえで、「平等化のダイナミズムは、中長期的には、社会を根底から変えていく。『デモクラシー』の社会は、異議申し立てに開かれた社会であり、またつねに新たな異議申し立てを生み出していく社会なのである」<sup>(25)</sup>と記していたこととも相通ずるものだろう。そして、アーレントにとって〈平等〉が、自然にもとづくものではなく、人為的なものであるのなら、「活動 action」によって、不平等な人々を平等化してゆくことが可能だということでもあるはずだ。この点で参考になるのが、齋藤純一による以下の指摘である。

「公共的なもの」は、何を「個人的なもの」「私的なもの」として定義するかによって反照的に定義されるからである。公共的領域と私的領域の境界は固定したものではなく、何をもって「私的」とするかという言説によって書き換えられる。近代の「公共性」の定義にとって決定的な意味をもったのは、宗教や信仰をめぐる事柄を「私事化する」(privatize) ことによって、それらを公共的な争点から除き去ることであった。〔中略〕近代の「公共性」は、多くのテーマを「私的なもの」とすることによって自らを定義してきたのである。<sup>(26)</sup>

公共的な事柄を「私的なもの」へと私事化する働きがあるのであれば、逆に私的な事柄を「公共的なもの」へと公共化するという戦略も立てられうるのではないか。たとえばそれは、「個人的なことは政治的である」というよく知られたスローガンにも表わされていよう。では、活動による平等化＝公共化とは具体的にはどのようなかたちをとりうるのだろうか。この点を考えるにあたり、『ハンナ・アーレントとフェミニズム』の編者 B.ホーニッグが、「抵抗可能性、解放性、創造性、そして、

不完全性は、アーレントの唱える政治の必要条件である」<sup>(27)</sup>としたうえで、彼女の活動の概念をつぎのように定義していたのが示唆に富む。——「行為するとき、アーレント的な行為者は生まれ変わる（HC:176）。刷新的な行為と言論を通じて、かれらは「自分が誰であることを示し、積極的にかれらの唯一のアイデンティティを露わにし、こうして人間の世界にその姿を現わすのである」（HC:179）」<sup>(28)</sup>。

## 6 活動による平等化の実例——〈平等〉の可能性

「生まれてから絶えず繰返される様々な抑圧、疎外、差別の中でしか生きることが許されはしない「障害者」、それがどうして「健全」な精神を持ち得よう」<sup>(29)</sup>。これは、2015年に増補新装版が刊行された『障害者殺しの思想』において、脳性マヒ障害者であり、「青い芝の会」での活動でも知られる横田弘が述べていた言葉である。いまからちょうど40年前の、1979年のことだ。森岡正博は2001年出版の『生命学に何ができるか』のなかで、「青い芝の会」を取りあげ、その目標をこう代弁していた。——「なぜあなたたちは、障害者を不幸だと決めつけるのか。障害者は生まれてこなかった方が幸せだと言うのか。障害者はこの社会に存在しない方がいいと考えるのか。一人一人の心の内にある、これらのエゴイズム・差別意識を、自らの力で解決していくことこそが必要なのではないのか、と。自立生活を試みながら、そのような問題提起を絶えず行ない、社会と戦っていくことが、「青い芝の会」の目標であった」<sup>(30)</sup>。

時代は下り、世界中から毎年3500人以上もの研究者・見学者らが訪れるとも言われる、精神障害等を抱えた当事者らの地域活動拠点が、北海道の浦河町にある。「べてるの家」である。彼／彼女らが2001年に始めた「当事者研究」は、いまだ統合失調症にかぎらず、発達障害や身体障害、吃音、薬物依存などへと幅広い展開を見せているが、1984年のべてる設立以来、ソーシャルワーカーとして彼／彼女らとともに歩んできた向谷地生良は、設立当時の頃をこう回想している。

かつて浦河では、統合失調症などをもった人たちは“七病棟の人”と呼ばれた。この地域で暮らすなかでもっとも惨めなことは、浦河赤十字病院の精神科病棟（七病棟）に入ることといわれた時代である。浦河べてるの家（以下、べてる）のルーツは、そこに入院経験のある統合失調症などをもつ若者たちが今から三〇年以上も前にはじめた自助活動にある。／べてるでは、精神障害というエピソードに凝縮された「人間が生きること」をめぐる悲喜こもごもをユニークな側面から切り取り、活字と映像に託し世に発信してきた。いまや、べてるが直接・間接に制作にかかわった出版物は映像も含めて二〇点を超え、〔以下略〕<sup>(31)</sup>

当事者研究の、「専門知と対立するのではなく、しかし、その意味をずらしていく」という点に、「これまでになかった知のあり方」を読み取ろうとする石原孝二は、「当事者研究の知のあり方を明確化することを試みた」<sup>(32)</sup>編著『当事者研究の研究』において、べてるの歩みをこう書き記す。——「社会参加や就労体験ではなく、いきなり「商売をする」という発想はべてるならではのものである。ほかにもべてるは一九九一年に地域住民との交流集会として「偏見・差別大歓迎」集会を開いたり、一九九五年以降「幻覚&妄想大会」を毎年開催するなど、精神障害に関するタブーと偏見を打ち破るさまざまな活動を続けてきた」<sup>(33)</sup>。

横田らの「青い芝の会」や向谷地らによる「べてるの家」は、障害者らが自身の「唯一のアイデンティティを露わにし」、「人間の世界にその姿を現わす」ことによって、すなわち活動することで「健常者」とのあいだで平等化を図ろうとした実例と見なすことができるのではないか。

あるいは《LGBT アクティビスト》を名乗る東小雪を挙げてもいい。彼女はパートナーである増原裕子とともに、2013年に東京ディズニーシーで初の同性どうしによる挙式をあげ、2015年には東京都渋谷区において「パートナーシップ証明書」第1号を取得するなど、同性カップルの啓蒙活動に取り組みつつづけている（そ

の後、増原とのパートナー関係は解消)。

〈平等〉という輝かしい理念は、人類の歴史においてはいまだ薄明の状態のままであると言ってよいのかもしれない。差別という暗がりがいまも社会に残りつづけていることは言うまでもない<sup>(34)</sup>。しかし、アーレントは1968年刊行の『暗い時代の人々』の序文でこう説いていた。「最も暗い時代においてさえ、ひとは何かしら光明を期待する権利を持っている」と。そして、「こうした光明は理論や概念からというよりはむしろ少数の人々がともす不確かであらちとゆれる、多くは弱い光から発する」のであり、「その光は地上でかれらに与えられたわずかな時間を超えて輝くであろう」(MDT:ix)、と。

この弱く灯る、微かな光の数々を、私たちは忘れるべきではない。

## 注

本文中に略号で示したアーレントのテキスト

OR : *On Revolution*, Penguin Books, 1990. (志水速雄訳『革命について』ちくま学芸文庫、1995年)

RJ : *Responsibility and Judgment*, Schocken Books, 2005. (中山元訳『責任と判断』ちくま学芸文庫、2016年)

HC : *The Human Condition*, The University of Chicago Press, 1998. (志水速雄訳『人間の条件』ちくま学芸文庫、1994年)

MDT : *Men in Dark Times*, A Harvest Book, 1995. (阿部齊訳『暗い時代の人々』ちくま学芸文庫、2005年)

(1) トクヴィル (松本礼二訳) 『アメリカのデモクラシー』第二巻 (下)、岩波文庫、2008年、278頁。

(2) ハンナ・アーレント著、ウルズラ・ルッツ／インゲボルク・ノルトマン編 (青

木隆嘉訳『思索日記II 1953-1973』法政大学出版局、2006年、20頁。

- (3) マーガレット・カノヴァン（寺島俊徳・伊藤洋典訳）『アレント政治思想の再解釈』未来社、2004年、277頁。
- (4) 同書、375頁。
- (5) 矢野久美子『ハンナ・アレント、あるいは政治的思考の場所』みすず書房、2002年、53頁。
- (6) トクヴィル（松本礼二訳）『アメリカのデモクラシー』第一巻（上）、岩波文庫、2005年、16頁。
- (7) 同書、9頁。「境遇の平等」を「諸条件の平等」へと変更した。
- (8) 宇野重規『トクヴィル 平等と不平等の理論家』講談社選書メチエ、2007年、13頁。
- (9) 広瀬巖「平等論の展開——ロールズ以降の「運の平等主義」の基本問題」（『岩波講座 政治哲学6 政治哲学と現代』岩波書店、2014年）、29頁。なお、「運の平等主義」の議論やウォルツァーの複合的平等論、そして「平等と公共性」に「市民社会と平等／不平等の力学」という本稿とも共通する主題、あるいはグローバル化社会における移民問題において焦眉の課題である「再分配と承認」の問題など、広範な視野から「平等」を論じたものとして、木部尚志『平等の政治理論——〈品位ある平等〉にむけて』風行社、2015年がある。
- (10) 猪木武徳『自由の条件 スミス・トクヴィル・福澤諭吉の思想的系譜』ミネルヴァ書房、2016年、11頁。ちなみに関西倫理学会の2016年度大会シンポジウム「自由と平等」の趣旨説明は、「倫理学の古典的なテーマである自由と平等は、従来相克するものとも考えられてきた」（関西倫理学会編『倫理学研究』第47号、2017年、1頁）という一文で始まる。
- (11) この論考は「自由とは何か」へと題名が改められ、1961年刊行の論文集『過去と未来のあいだ』に収められた。
- (12) ハンナ・アレント（中山元訳）『責任と判断』ちくま学芸文庫、2016年、389

頁（訳注〔1〕）。

- (13) 以下の記述は、前出の中山元による訳注〔1〕、および石田雅樹「ハンナ・アーレントにおける「政治」と「教育」——シティズンシップ教育の可能性と不可能性——」、『宮城教育大学紀要』第47巻、2012年の論述に多くを負う。
- (14) 森一郎『世代問題の再燃 ハイデガー、アーレントとともに哲学する』明石書店、2017年、141頁。
- (15) トクヴィル（松本礼二訳）『アメリカのデモクラシー』第二巻（上）、岩波文庫、2008年、237-238頁。
- (16) 筒井淳也『仕事と家族 日本はなぜ働きづらく、産みにくいのか』中公新書、2015年、171頁。筒井は別著『結婚と家族のこれから 共働き社会の限界』（光文社新書、2016年）において、ケア・サービスがアメリカで「グローバルな一大産業」となっていると述べたうえで、「アメリカの裕福な共働き家庭の子どもを移民女性が育て、国元にいる移民女性の子どもはその国での低所得者出身の女性が育てる」（154頁）という、ケアの二重、三重の「移転」構造を指摘している。これなどは（本シンポジウムの課題において、「踏まえて」とされていた）「グローバル社会における差別の問題」の一例であろう。
- (17) たとえば、田中俊之『男がつらいよ 絶望の時代の希望の男性学』KADOKAWA、2015年、および伊藤公男・山中浩司編『とまどう男たち——生き方編』大阪大学出版会、2016年など。
- (18) 上野千鶴子『生き延びるための思想 ジェンダー平等の罭』岩波書店、2006年、5頁。
- (19) 同書、34頁。
- (20) アーレントの〈社会的なもの〉にかんしては、最近のものとして以下を参照。市野川容孝・宇城輝人編『社会的なもののために』ナカニシヤ出版、2013年。
- (21) エリザベス・ヤング＝ブルーエル（荒川幾男ほか訳）『ハンナ・アーレント伝』晶文社、1999年、431頁。

- (22) 猪木、前掲書、10 頁。
- (23) 宇野、前掲書、71 頁。
- (24) 『人間の条件』のドイツ語版である『活動的生』(1960 年)では「平等 Egalität」と「同等 Gleichheit」の違いとして表現されている。ハンナ・アーレント(森一郎訳)『活動的生』みすず書房、2015 年、51 頁。
- (25) 宇野、前掲書、72 頁。
- (26) 齋藤純一『公共性』岩波書店、2000 年、12 頁。
- (27) ボニー・ホーニック編(岡野八代・志水紀代子訳)『ハンナ・アーレントとフェミニズム フェミニストはアーレントをどう理解したか』未来社、2001 年、198 頁。
- (28) 同書、200 頁。
- (29) 横田弘『増補新装版 障害者殺しの思想』現代書館、2015 年、111 頁。
- (30) 森岡正博『生命学に何ができるか 脳死・フェミニズム・優生思想』勁草書房、2001 年、292 頁。
- (31) 向谷地生良『技法以前 べてるの家のつくりかた』医学書院、2009 年、3 頁。  
引用内の／は改行を意味する。
- (32) 石原孝二編『当事者研究の研究』医学書院、2013 年、4 頁。
- (33) 同書、14 頁。
- (34) この国の差別の現状については、安田浩一『学校では教えてくれない差別と排除の話』皓星社、2017 年を参照。

付記 本稿は JSPS 科研費 JP17K02191 による研究成果の一部である。